

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社SPST

平成 24 年 10 月 1 日施行の労働者派遣法改正法により、以下の通り情報公開いたします。

●労働者派遣法に基づくマージン率

対象期間	2023 年 9 月 1 日～2024 年 8 月 31 日
派遣労働者の数	92 人
派遣先の数	55 事業所 (2023 年度派遣先事業所数 実数)
マージン率	44.1%
労働者派遣料金 (①)	28,365 円 (1 日 8 時間あたりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金 (②)	15,850 円 (1 日 8 時間あたりの平均)
教育訓練に関する事項	入職時教育訓練・情報セキュリティおよび個人情報保護教育・安全衛生教育・ビジネスマナー教育
その他福利厚生制度など	慶弔規定、社員表彰制度、社外アクティビティ活動 他

このマージン率の計算式

マージン率 = (① - ②) ÷ ① (小数点以下一位未満を四捨五入)

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ・資格取得支援および教育研修費用
- ・営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用
- ・営業利益 等

●労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

派遣労働者の待遇決定方式 : 労使協定方式を採用・締結済み

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期 : 2025 年 3 月 31 日